

ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業  
(原油価格・物価高騰対策分) 助成金

昨今の原油価格・物価高騰への対策として、追加予算措置されました！

新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、原油価格・物価高騰の影響を受けている製造業者の生産プロセスの変革やサプライチェーン再構築への対応等による収益確保のために必要な設備投資等を支援します。

## 概要

当補助金は「生産プロセス変革型」と「サプライチェーン再構築型」の2種類の事業区分のいずれかを選択のうえ、ご申請いただきます。

区分	生産プロセス変革型	サプライチェーン再構築型
対象事業 (抜粋)	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰等の影響に対応し、以下のいずれかに該当する取組であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省人化・自動化を進めていく事業であること</li> <li>・多能工化に向けた人材育成システムの整備やそれに伴い工程を変更する事業であること</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰等の影響に対応し、以下のいずれかに該当する取組であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーンの再構築に対応し、受注を獲得するための事業であること。</li> <li>・新たな需要に対応するため、新製品・技術の開発や、新市場へ参入するための事業であること。</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付要綱第3条に掲げる中小企業者（みなし大企業を除く）のうち、製造業者</li> <li>・原油価格・物価高騰の影響を受けていること</li> </ul>	
助成率	<p>中小企業者 1/2 以内（千円未満切捨） 小規模事業者 2/3 以内（千円未満切捨） ※小規模事業者（製造業）とは、従業員20名以下の事業者をいいます</p>	
助成限度額	下限500千円	上限10,000千円

※対象事業の詳細と申請要件については裏面をご確認ください

## 公募期間

第4回 令和4年12月16日(金)～令和5年1月23日(月)17:00

## 申請方法

所定の様式(HP参照)に必要事項を記載のうえ、下記申請先までご提出ください。 ※申請をご検討の企業様は必ず一度お問い合わせください。

## 採択の決定

審査委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。その後、審査委員会による審議を経て、申請事業の採否を決定いたします。

※審査委員会は、令和5年2月上旬頃開催予定です。

詳細な日時は申請書類提出後別途ご案内いたします。

## 【申請先/お問合せ先】

(公財)しまね産業振興財団 経営支援課 (担当:梅木)  
TEL:0852-60-5115 FAX:0852-60-5105  
E-mail:con@joho-shimane.or.jp

当該助成金のHPはこちら⇒

わたしたちは、がんばる県内企業を応援します。  
公益財団法人  
しまね産業振興財団



## 申請要件

以下の要件を必ず満たしている必要があります。

要件	内容
助成金重複利用要件	令和2～4年度に実施された（される）該当の助成事業（※）に採択された実績がないこと ※該当の助成事業については交付要綱をご参照ください。

## 対象事業(詳細)

対象事業の内容は以下の全てを満たす必要があります。

区分	生産プロセス変革型	サプライチェーン再構築型
対象事業	<p>以下の全ての要件を満たすもの</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰等の影響に対応し、以下のいずれかに該当する取組であること →省人化・自動化を進めていく事業であること →多能工化に向けた人材育成システムの整備やそれに伴い工程を変更する事業であること</p> <p>②助成期間を含む3年の事業計画（様式第1号別紙1）を策定し、その事業計画期間において、下記のいずれも達成すること →事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加させること。 →給与支給総額を年率平均1.0%以上増加させること。</p> <p>③申請時における従業員数※を、設備導入翌年度末において維持すること。 同数を維持できなかった場合でも、最長でも設備導入から3年が経過した日の属する年度末までに、申請時における従業員数に回復させること。</p> <p>④先駆的な取組として成果を公開できること</p>	<p>以下の全ての要件を満たすもの</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰等の影響に対応し、以下のいずれかに該当する取組であること →サプライチェーンの再構築に対応し、受注を獲得するための事業であること。 →新たな需要に対応するため、新製品・技術の開発や、新市場へ参入するための事業であること。</p> <p>②助成期間を含む3～5ヶ年の事業計画（様式第1号別紙1）を作成し、その事業計画期間において以下のいずれも達成すること →給与支給総額を年率平均1.0%以上増加させること。 →事業計画期間終了年度に県外企業からの受注額を補助事業導入年度比で3～5%（年率1%）以上増加すること。 →事業計画期間終了年度に県内企業との取引額※を補助事業導入年度比で3～5%（年率1%）以上増加すること。</p> <p>※取引額の定義については交付要綱をご確認ください。</p> <p>※文中の「従業員数」「取引額」の定義については、交付要綱をご確認ください。</p>

## 助成期間

交付決定日～最長で令和6年2月29日まで

## 事前着手申請制度

早期の事業着手や事業期間確保の観点から、令和4年12月5日以降の設備の購入契約等が助成対象となります。

※公募期間中の「事前着手申請手続き」が必要です。詳細はHPをご確認ください。